

加入者の皆さまへ

協会けんぽ ガイダンス





協会けんぽの概要

全国4,000万人の医療と健康を支えます

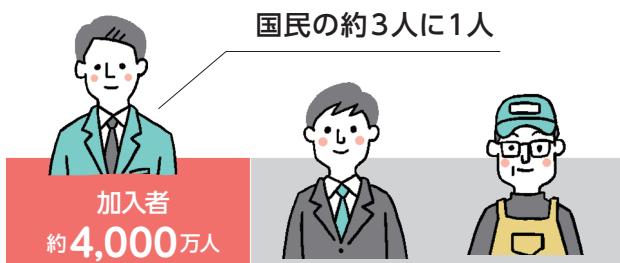
全国健康保険協会とは？

主に中小企業を対象とした医療保険を運営し、「働くひとの医療保険の最後の受け皿」として、加入する従業員とそのご家族に“安心”を提供することを使命としています。



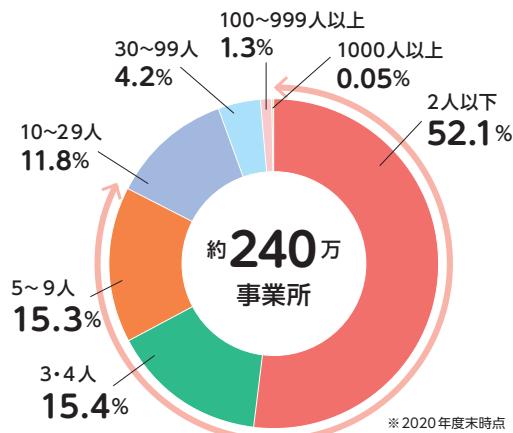
特徴1

国民の約3人に1人の**約4,000万人が加入**する日本最大の医療保険者です



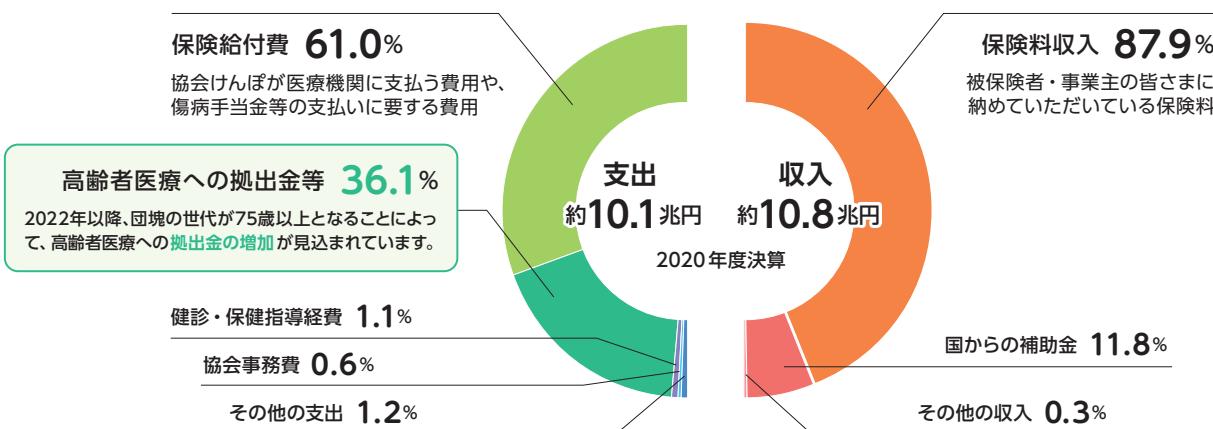
特徴2

加入事業所の**約8割が従業員9人以下の中小企業**です



協会けんぽの財政構造

協会けんぽの主な収入は、被保険者・事業主の皆さんに納めていただく保険料です。また、支出の約6割は、皆さんが医療機関を受診した際の医療費や各種給付金に使われています。一方、約4割は、75歳以上の方を対象とした高齢者医療への拠出金等に使われており、協会けんぽにとって重い負担になっています。



皆さまの保険料1万円あたりの使い道

加入者の皆さんが病院等を受診したときの医療費
約5,490円

加入者の皆さんが病気で職場を休んだ際の手当金や出産したときの給付金
約600円

高齢者の方々が病院等を受診したときの医療費（拠出金）
約3,610円

加入者の皆さまの健診・保健指導経費
約120円

協会けんぽの事務経費等
約180円

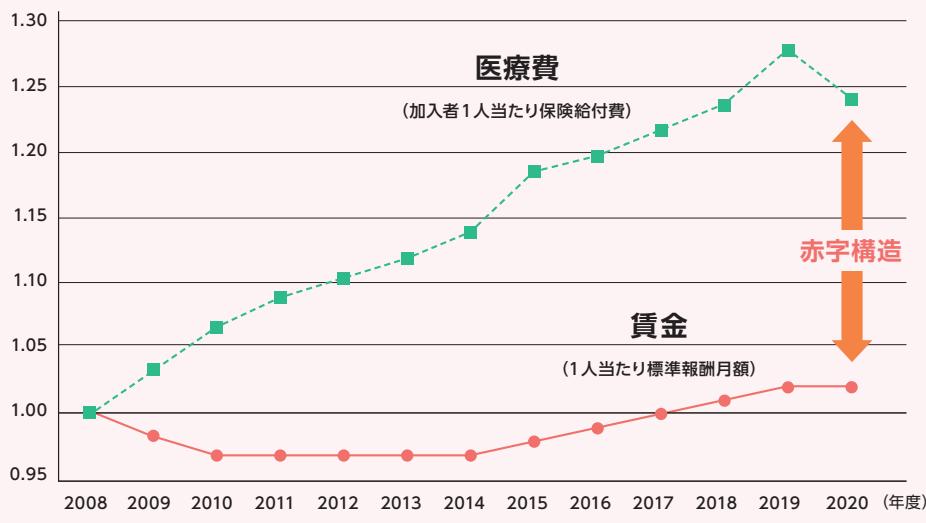
Check

協会けんぽの財政状況

協会けんぽの財政は、楽観を許さない状況です。

- 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが保険料の基礎となる賃金の伸びを上回る赤字構造です。
- 経済状況の先行きが不透明であることから、今後の保険料収入の見通しも不透明です。
- また、2022年以降、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金等の増加が見込まれています。

◎医療費と賃金の伸びの推移



※数値は2008年度を1とした場合の指標を表示したもの

こうした状況を踏まえ、協会けんぽは、将来を見据えて、加入者の健康増進の取組を中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、保険料率について、中長期的な観点から設定し、財政の安定（＝協会けんぽの持続可能性の確保）を図っています。

一人ひとりにできること～医療保険を未来につないでいくために

健康を増進し病気を予防すること、病気の予兆に気づくこと、病気になった場合は重症化する前に早期に治療受けることが、医療費の伸びの抑制につながります。

また、医療機関を受診する際に、医療のかかり方を見直すことで、自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。

医療機関や薬局での自己負担軽減のために

ジェネリック医薬品を選ぼう！

医療機関等から処方されるお薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品に分けられます。協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことからジェネリック医薬品の使用を促進しています。



「かかりつけ医」を持つ！

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上で治療やアドバイスが受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができるので安心です。



緊急時以外は平日昼間に受診しよう！

医療機関を診療時間外に受診すると、原則、加算がついて負担が増えます。

やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。

詳しくは▶▶▶





健康の保持・増進は、日々の健康づくりが重要です

生活習慣病をご存じですか？

生活習慣病の多くは、不健康な生活の積み重ねによってメタボリックシンドロームとなり、これが原因となって引き起こされます。

メタボリックシンドロームとは、お腹周りに内臓脂肪がたまることで、高血圧・高血糖・脂質異常などが起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

下図のように、生活習慣病はレベルが上がるにつれて症状が悪化し、元の健康な状態に戻ることが困難とされています。

●生活習慣病のイメージ



出典：厚生労働省「生活習慣病のイメージ」を基に作成

生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームを予防するには？

内臓脂肪は、運動不足や不適切な食生活等の様々な要因によって蓄積されます。内臓脂肪の蓄積は、高血圧、高血糖、脂質異常を引き起す大きな要因の一つとなります。高血圧、高血糖、脂質異常を服薬等で対処したとしても、内臓脂肪の蓄積がある限り、根本的な解決にはなりません。内臓脂肪を減らすには、普段の生活習慣を見直し、**適度な運動やバランスの良い食事、禁煙等**に取り組むことが大切です。

●メタボリックシンドロームを一つの氷山に例えたら・・・



メタボリックシンドロームや生活習慣病にならないためには？

- ①日々の生活で健康づくりに取り組み、自分の健康状態を確認するために健診を毎年受けていただくこと。
- ②生活習慣の改善が必要な方は、健康サポート（特定保健指導）を利用していただくこと。
- ③医療機関への受診が必要な方は、医療機関に受診していただくこと。

●健康づくりのイメージ

健診を受診

日々の健康づくり

身体活動・運動

栄養・食生活

禁煙

こころの健康づくり・休養

健康の保持

特定保健指導の利用

医療機関への受診

健診はあくまでも生活習慣の改善の必要性および病気を発見するための手段であり、健診結果を踏まえた特定保健指導の利用や医療機関への早期受診が重要です。



健康保険の給付（主な保険給付の種類）

給付される場合	給付種類
<p> 入院等で高額な医療費を支払ったとき</p> <ul style="list-style-type: none">同一月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた分を支給します。支払いまでには、診療月から3ヶ月以上の期間を要します。 <p>限度額適用認定証などのご利用が便利です！</p> <p>「限度額適用認定証」等を病院の窓口に提示すると、1ヶ月あたりの窓口負担が自己負担限度額までとなり、原則として、高額療養費を申請するお手間を省略することができます。</p>	高額療養費 
<p> 病気やケガで4日以上仕事を休んだとき*</p>	傷病手当金*
<p> 出産で仕事を休んだとき*</p>	出産手当金*
<p> 出産するとき</p>	出産育児一時金
<p> 医療費、治療用装具作製費を全額自己負担したとき</p> <ul style="list-style-type: none">保険証を提示できずに医療機関を受診したとき国民健康保険など他の保険者の保険証を使用し、医療費を返還したとき治療用の装具等を作製したとき 等	療養費 (立替払、治療用装具)
<p> ご本人、ご家族が亡くなったとき</p>	埋葬料(費)

*被扶養者(ご家族)および任意継続被保険者の方は、傷病手当金と出産手当金の給付はありません

各種申請における詳細な説明や申請書の記入方法については、協会けんぽホームページをご覧ください。



突然のケガや入院等で高額な医療費を支払ったとき » 高額療養費

同一の月に医療機関等で支払った一部負担(自己負担)額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、申請することで、その超えた分が後日「高額療養費」として払い戻されます。

高額療養費の給付を受けるために提出するのが「高額療養費支給申請書」です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を医療機関等に提示する方法が便利です。

○申請の流れ



※月をまたいだ場合は月ごとに申請書が必要 例：1/15～2/15入院 ⇒ 1月と2月それぞれ申請が必要



病気やケガで4日以上仕事を休んだとき》傷病手当金

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者(医師等)の証明を受け、協会けんぽに提出してください。



○申請の流れ



※不備や調査事項がある場合を除く

○傷病手当金の1日あたり支給額の計算方法

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額の平均額の30分の1} \times 3\text{分の}2 \times \text{支給日数}$$

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

傷病手当金の1日あたり支給額例

- ① 傷病手当金の支給開始日:令和3年2月15日
- ② 標準報酬月額 令和2年3月～8月まで16万円
令和2年9月～令和3年2月まで18万円
- ③ ②の額を平均した額
 $(16万円 \times 6 + 18万円 \times 6) \div 12 = 17万円$
- ④ ③の額の30分の1に相当する額
 $17万円 \div 30 \approx 5,670円(10円未満四捨五入)$
- ⑤ 傷病手当金の1日あたり支給額
 $5,670円 \times 3\text{分の}2 = 3,780円(1円未満四捨五入)$



出産で仕事を休んだとき》出産手当金



被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。「出産手当金支給申請書」に事業主と医師等の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

○申請の流れ



●出産手当金の1日あたり支給額の計算方法は、傷病手当金と同様です。

※不備や調査事項がある場合を除く



出産するとき》出産育児一時金



被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

○出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額

産科医療補償制度※1 加入機関で在胎週数22週以降の出産※2	42万円
産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週に達しなかった出産	40.8万円*
産科医療補償制度未加入の機関で出産	

※ 2021年12月31日以前の出産の場合は40.4万円

※1 産科医療補償制度とは	医療機関等が加入する制度で、加入機関で出産され、万一、分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなつた場合、赤ちゃんとご家族の経済的負担を補償するものです。対象分娩である場合には、領収・明細書に明記されています。
※2 出産とは	妊娠85日(4ヶ月)以降の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

協会けんぽのホームページをご活用ください。



健康保険の各制度について
協会けんぽ
GUIDE BOOK ▶▶

「健康保険制度のご案内」や
「申請書の書き方」に
関するパンフレットを掲載しています。



申請書の記入方法、手続きの流れ、必要な書類、提出期限等について
協会けんぽ
GUIDE BOOK ▶▶
健康保険制度・申請書の書き方



全国健康保険協会
協会けんぽ

申請書 よくある質問 協会けんぽ

キーワードで探す 検索ボタン

船員保険
ご加入の方

日本語 Select language

全国健康保険協会
について

こんな時に健保

健診・保健指導

健康サポート

医療費の節約

広報・イベント

PICK UP

お知らせ

都道府県支部

特定健診 のご案内

★NEWS★ 21年10月08日 NEW :マイナポータルからの特定健診結果の閲覧について

こちらから必要な申請書を選択し、ダウンロード・印刷してご利用いただけます。
印刷環境がない方も、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート等で印刷可能な申請書ネットプリントをご利用いただけます(20円~/枚)。

入力項目の説明を表示

申請書には
パソコンで
入力することも
できます

被保険者以外の方が申請する場合は記入ください。	
氏名	性別
電話番号 (区号の場合は 記入)	TEL

*被保険者以外の方の場合は、被保険者住所または交付者住所となりますので十分ご注意ください。
*被保険者住所と同一の住所で被保険者登録の届け出はできません。日後に住所を変更してご登録ください。

入力が必要な項目はグレーで表示

入力漏れや誤りがあればお知らせ



住所(市区町村)は必須入力項目です。入力してください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

または、こちらの二次元コードから

